

コメント

水野博子・川喜田敦子編 『ドイツ国民の境界』 を読む —— 排除と連帯

速水 淑子

本書は、十九世紀以降のドイツ語圏の歴史を「境界」を鍵概念に見直す論集である。十一の論文が共通してあきらかにするのは、政治的・社会的・経済的・文化的な境界が有してきた排除と包摂の様相であるとともに、境界の多層性と曖昧さである。以下では各論文について、①どのような境界を扱っているのか、②その境界の基準はどこ見出されるのか、③境界を超える推進力や連帯の可能性がどこに見出されるのか、という三点に注目しつつ紹介し、そこから見えてくる排除のメカニズムと連帯の可能性について考えたい。

山根徹也（一章）は、三月前期に市民とプロレタリアの境界線がどのように引かれたかを、工場制をめぐる同時代の言説を手掛かりにあきらかにする。そこでは道徳性（労働規範・性規範・家族規範・飲酒・犯罪）ないしは、文化状態（教養／粗野）が、市民社会の外縁を定める基準とされた。同時に、工場労働者のかかえる諸問題の解決にむけた方策として、国家による介入（モール）、私有財産の廃止と国家の解体（ドロクケ）、労働者の文化的向上（ポルン）といった多様な構想が存在したことも示される。

平松英人（二章）は、市民社会とその他者の境界について、十九世紀前半における救貧対象の境界という観点から分析する。公的救貧制度が勤労意志によって対象を限定したのに対して、カトリック市民が中心となった自主的な協会活動では、慈善や施しや家父長主義的義務といった近代以前からの価値に依拠して、そうした境界を越える活動が行われた。また、同時代の科学的合理的社会改良論や、共産主義による秩序転覆への危惧が、勤労意志の有無という基準を超えた行政による公的介入を促したことも示される。

佐藤公紀（三章）は、十九世紀から二十世紀初頭までの釈放者扶助の変容を追い、扶助対象が再犯予防可能性を基準に判断されるようになったことを示す。そこでは、「精神劣等者」「常習犯罪者」「生まれながらの犯罪者」といった身体的・遺伝的特徴が想定され、教育による改善が望めないとみなされた釈放者が公的扶助から排除された。一方で、民間による扶助や、公的扶助における現場実践では、

隣人愛に基づく赦しという前近代的・宗教的視点から、彼らを包摂する努力が続けられていた。

一章から三章が市民社会とその他者の境界を扱っていたとすれば、今井宏昌による四章は、貴族でありながら労働者運動に関与したアレクサンダー・シュテンボックの足跡をたどり、ヴァイマル末期における労働者世界とその他者の境界について考察するものである。シュテンボックの社会ルポルタージュ作品には、共通の肉体労働体験と前線体験が育む友情によってプロレタリアの世界に越境しようとする姿勢と、より抽象的に共産主義の理念と活動によって共闘しようとする姿勢の両方が見て取れた。

磯部裕幸（五章）は、「人種」と「民族」の概念が人類学と考古学とともに作られてきた様子を描く。十八世紀の人類学は、ヨーロッパ人と非ヨーロッパ人の境界を、肌の色や頭蓋骨といった形質を基準に判断し、その際に美／醜、文明／野蛮のようなヨーロッパ優越主義的な価値づけを行った。それに対してヘルダーは十九世紀に、言語と文化を基準に諸民族の境界をひき、それぞれ独自の文化を有する諸民族の対等性を訴えた。一方で民族誌学と考古学を中心に、ローマないしフランスに代表される普遍的文明に対抗し、自らの固有文化を野蛮をも辞さずに守り抜くドイツ・ゲルマンのイメージが喧伝されるようになる。ゲルマンの民族的純粋性を混淆の脅威から保護するという言説は、二十世紀にはいと、遺伝的・決定論的な性格をもつ生物学的人種論へと展開していった。

穂山洋子（六章）はスイス人の境界を、マイノリティーであるユダヤ人の帰属意識を通して考察する。スイスでは十九世紀後半にユダヤ人解放が進んだが、シェヒター禁止、ユダヤ系難民入国拒否などの形で差別は続いていた。こうした状況で、スイス出身のボラークは同化の深化を主張し、東欧出身のファルプシュタインはユダヤ民族でありつつスイス国民に帰属する道を模索した。ユダヤ人からスイス人への越境の推進力となったのは、多様性を前提に一つの政治体制をめざす「意志の国家」の理念であった。ここではヘルヴェティアのイメージや、共通の歴史、自由と民主主義の理念、知識欲、勤勉欲、公共性の重視といった

国民性の理念が大きな役割を果たした。

水野博子（七章）はナチ期のウィーンで、血統・婚姻・宗教的帰属によって「ユダヤ人」が定義され、「人種」の境界に基づいて、市民権剥奪、財産剥奪、追放、強制移住、移送、強制労働、集団殺戮が行われた様子を辿る。水野は同時に、共産党とカトリック保守派の運動や、人々の日常的交流のなかで、「アーリア人」と「ユダヤ人」の境界を越えた連帯の努力が続けられていたことにも注目を促す。

伊東直美（八章）は、第一次世界大戦下で東欧からドイツに移住したドイツ系労働者のアイデンティティの検討を通じて、「ドイツ系」移民の境界について検討する。伊東は、ナショナルなアイデンティティがもともと希薄であった東欧のドイツ系住民にとって、移住は戦時下の労働者不足によって要請された強制の側面があったこと、同時に、移住者が扶助・保護の必要性からナショナルな帰属意識を持つ場合もあったことをあきらかにする。

川喜田敦子（九章）は、ナチ体制崩壊後のドイツ人の境界を、とりわけディスプレイスト・パーソン（DP）の位置づけに注目しつつ描き出す。戦後ドイツでは、ドイツ国籍者に加えて「ドイツ民族に属する者」がドイツ人とみなされた。基本法および連邦被追放民法は後者について「自分がドイツ民族に属することを故郷で明らかにしていた者」（228頁）と定め、ドイツ系DPに緊急援助、統合支援、文化保護の特権を与えた（ただし彼らに対する日常生活での差別は存在していた）。一方、外国籍のユダヤ人DPと東欧からの強制労働者DPは、ドイツ国内に滞在していても、「無国籍外国人」としてドイツ人の境界の外に置かれた。彼らに対しては国際機関による庇護が試みられ、のちには国内の立法によって滞在権・在住権の保障、帰化の道も開かれることとなった。

伊豆田俊輔（十章）は、哲学者ヴォルフガング・ハーリヒを「ナショナル・コミュニスト」としての側面から捉えるものである。ハーリヒは民族に固有の要素を重視し、各民族の労働者階級が、それぞれ独自の発展経路をへて普遍的な共産主義へ到達するという構想を有していた。その際ハーリヒが前提としたドイツ領土の境界は、東西ドイツに加えて旧東部領土の一部を含む、過去のドイツ・ライヒの幻影が反映されたものであった。

柳原伸洋（十一章）は、ギルヒングにある空襲記念碑を手懸りに、想起対象と想起主体の範囲をめぐる境界について考察する。空襲記憶は被災都市のローカル・アイデンティティと結びつくと同時に、被爆者が民間人かつ爆撃主体の顔が見えないという特殊性ゆえに、犠牲者意識ナショナリズムとも親和的である。柳原は、市民主体の民主的実践を通じて、記念碑による想起が「国民の記憶」の境界を越えた和解の試みに繋がることを示している。

これら各章は「社会的差異の近代」（一～四章）、「分断と排除の人種空間」（五～七章）、「変容するドイツ／ドイツ人」（八～十一章）の三部に分けられている。この部立てにも示されるように、本書で扱われる「ドイツ国民の境界」は、とりわけ階級に基づく国民内部の境界（社会的境界）と、民族や人種に基づく国民とその外部の境界（国民的境界）に大別できる。本書を通じて浮かび上がるのは、階層、階級、扶助に値する者と値しない者の境界といった社会的差異を作り上げる基準（道徳性・文化状態・身体的特徴など）が、のちに「ドイツ人」とその他者を線引きする基準に転用されるという、排除の外部化のダイナミズムである。国民内部の差異を序列化するために形成された価値枠組が、国民の外部にも適応され、劣位の表象が新たな「他者」に投影される。社会的差異（階層的・階級的・経済的差異）は、国民の統一の過程で、「ドイツ国民」「ドイツ民族」「アーリア人種」といった新たな上位カテゴリーのもとで包摂され——あるいは覆い隠され——るが、同時に、そのカテゴリーの外部に新しい排除が作り出された。「勤勉なドイツ人と怠惰なユダヤ人」、「健康なドイツ人と病気のユダヤ人」、「犯罪集団としてのツイゴイナー」、「多淫な同性愛者」など、ナチによる迫害・殺戮に繋がる恣意的で差別的なイメージの核に、十八世紀から十九世紀にかけて規範化された市民的「リスpekタビリティ」の観念、すなわち勤労・業績・貞節を中心に据えた市民社会における理想があることに、あらためて気づかされる。

本書では境界が作り出す排除と抑圧の多様な側面が描き出されるが、そこには同時に、今日における連帯の源泉と担い手を考えるための示唆も含まれている。境界による分断と排除に抗して包摂と連帯を可能にするための力は、時代・地域・集団によって様々であった。近代以前に遡るキリスト教的愛や家父長主義的愛の理念、国民国家の統合を後押しした共通の歴史、共通の祖先の理念、共通のシンボル、プロレタリア運動を支えた共産主義の理念と、肉体労働や戦闘をとにもするなかで生じる友情、差別的処遇や迫害に対抗することを可能にしたデモクラシーと自由の理念、人権、平和の希求、経済的互惠性、日常的交流など、越境の推進力はきわめて多様である。さらに、こうした越境の推進力を実現する担い手についても、職能団体、宗教団体、民間結社、経済市場、国家の立法府、国家行政、労働者共同体、兵士共同体、地域コミュニティー、日常の人間関係、市民運動、国際機関、他国、国際社会など、きわめて多様な主体が示されている。上にあげたような推進力は、包摂と連帯のためにも機能したが、その理念が前提とする特殊性と固有性ゆえに、あるいは抽象的で普遍的な理念が具体化される際の限定性ゆえに、別の文脈では排除の推進力としても機能しうるものだった。ここでそのひとつひとつを検討する余裕はないが、読者は各章が示す個別の

事例を辿りながら、連帯を可能にするそれぞれの理念・思想が有する信憑性、有効性、危険性について比較検討し、それを担うべき主体についても考察することができるだろう。